

第1回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会議事録

日 時：平成27年2月12日（木）午後1時30分～午後3時25分

場 所：長野県庁西庁舎3階 303号会議室

○出席者

委 員 安部委員、伊藤委員、轟委員、峰委員

県関係 山本県民文化部こども・若者担当部長

久保田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長、山口警務課長、成澤少年課長 他

1 開 会

○事務局

それでは、皆様お揃いですので、ただいまから第1回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。

私は座長が選出されるまでの間、進行を担当いたします県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。長野県県民文化部こども・若者担当部長の山本京子でございます。

皆様方には、当検討会委員へのご就任をお願いいたしましたところ、ご快諾を賜りまして、まことにありがとうございます。また本日は大変お忙しい中、ご遠方よりご出席いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

長野県では、青少年の健全育成につきましては法規制によるのではなく、住民運動や業界の自主規制など、県民主体の取り組みを行ってまいりました。しかしながら、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、大人のモラル低下、情報通信機器の飛躍的な発展・普及などによりまして、子どもの性被害が急激に増加しております。

こうした現状の中、子どもを性被害から守るための方策につきまして、昨年度、さまざまな分野の有識者の皆様からなる「子どもを性被害等から守る専門委員会」で検討を重ねていただき、平成26年3月に予防、被害者支援、法的対応の3つの観点でご提言をいただきました。

専門委員会からのこのご提言を受けまして、県では関係部局による庁内検討や県民の皆様との意見交換などを行いまして、昨年11月に「子どもを性被害から守るための県の取組み」を決定しました。

この県の取組みの中では、性被害を未然に防止するための教育や被害に遭ってしまった子どもを救済するための被害者支援、そして県民運動の再活性化につきましては早急を実施する取組みとしました。

昨年の12月には、携帯電話事業者3社と青少年のインターネットの適正利用に協力して取り組むための協定を締結したほか、一昨日、2月10日でございますが、2月10日には性被害者ワンストップ支援センターの開設に向けた準備会議を開催するなど、具体的な取組みに着手しているところでございます。

一方で、子どもを性被害から守る限定的な条例の制定につきましてはさまざまな論点がございまして、条例化という一歩踏み込んだ取り組みを行うには、県民の皆様幅広い合意形成が必要でございますが、現時点では必ずしも県民的な議論が十分尽くされたとは言えません。このため、条例制定の必要性を検討するに当たりまして、法律の専門家である皆様方のお力をお借りし、立法技術的な観点

で検討を行い、条例化すればこのような形になるという条例のモデルを作成し、その上で県民の皆様のご意見を伺い、最終的に条例制定の是非を判断してまいりたいと考えているところでございます。

皆様方の知見をいただきまして意義のある検討会になりますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○事務局

次に、委員の委嘱についてご報告を申し上げます。任期は平成27年2月1日より平成28年1月31日までの1年間となっております。本来であれば、皆様方にそれぞれ委嘱状をお渡しするところですが、時間の都合上、お手元にお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、初回の検討会でありますので、次第の次にございます名簿に従いまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。安部委員さんから、お願いいたします。

○安部委員

獨協大学法学部で刑法及び刑事政策、少年法を担当しております安部と申します。

昨年度、専門委員会の委員を、平野委員長のもとで務めさせていただきました。長野県の状況について、そこで勉強の機会を得たことが随分とございます。それを踏まえて、今後もこの検討会で一定の方向性というものを見出すことができればありがたいと思っております。

○伊藤委員

弁護士の伊藤と申します。長野県弁護士会から推薦でこの委員会にまいりました。私は長野県弁護士会では子どもの権利委員会と犯罪被害者支援委員会、その他委員を務めております。

長野県弁護士会の意見書をいろいろ出しているところではございますけれども、被害に遭った子どもを、やはりそういう子どもを出さないように守っていかなければいけないという思いは、これは皆さんと一緒にです。それから、子どもを性被害に遭わせた、そういう悪い大人を放置しておいてよいなんていうことももちろん考えておりません。

では、どのようにしていったらよいのかということは、長野県弁護士会としても知恵を絞って皆さんの力を借りまして何らかのよい、子どものための案が考えられればなと思っております。よろしくをお願いいたします。

○轟委員

弁護士の轟道弘でございます。安部先生と同じく、先回の委員会から引き続きということでございますので、よろしくお願い致します。

5年ほどですが、最後は長野地方検察庁で検事の経験もいたしましたし、個人的には9歳の女の子を持つ親の立場でもございます。今回の委員会で、子どもを取り巻く環境について少しでもプラスになるようなよい案ができればと思っておりますので、つたない経験ながら、一生懸命させていただきますと思います。よろしくお願い致します。

○峰委員

首都大学東京法科大学院で刑事法を教えております、峰ひろみと申します。よろしくお願い致します。

私も5年間でしたけれども、検察官の経験がございます。その際に、やはり被害に遭った児童を実際に目にしているという経験がございますので、そういった経験も活かしつつ、今回、何らかのお力添えができればと考えております。皆様と勉強させていただきますので、よろしくお願い致します。

3 座長選出

○事務局

ありがとうございました。次に座長の選出についてお諮りをいたします。

検討会設置要綱をごらんください。第4第1項の規定によりまして、座長につきましては委員の互選となっております。この取り扱いはいかがいたしましょうか。

何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

○轟委員

轟でございます。青少年の保護や子どもの性被害防止を専門に研究なさっている安部先生が適任かと存じます。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○事務局

委員の皆様のご賛同がございましたので、安部委員さんに座長をお願いしたいと存じます。

安部委員さんには座長席に移動をいただきまして、最初にごあいさつをしていただいて、以降の会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 子どもを性被害から守るための法的対応の検討経過について

○安部座長

あまり県外の者がこういう座長につくというのは、正直、個人的にはあまり望ましいことではないかなと思っております。

ただ、轟委員からもございましたように、子どもの被害、とりわけ性被害の問題について私なりに一見解を持っておりますけれども、法律的な問題として皆さん方と意見を交わしながら一つの方向性を見出していくという作業に、何らかの役割を果たせればと思っております。これは伊藤委員からもございましたように、やはり子どもの性被害というものをいかにして防止していけばいいのかと、この観点が一番基盤になるものだと思います。そういう視点から今の法制度全体も含めて、ここにお集まりの委員の方々はまだ十分、そのことについては知悉しておられる専門の方だと思いますが、そこで何が足りないのか、あるいは、足りないところを埋めるとしたらどういう問題があるのか、その問題をあえてチャレンジするというところで、どんな弊害が出てきて、その弊害を少しでも少なくするためにはどうすればいいのかということも含めながら議論がされればいかなと思っています。

この問題は最終的には長野県としてどう考えるのかということ、県知事がどう判断するかということにかかってくるけれども、2年ほど前の長野県内の事案からスタートをしていますが、そこから長野県民の関心も高まって、知事としても一定の方向性を手探りするという段階で専門委員会も発足しました。それが、いってみれば第1段階というか、最初のスクリーニングではないかなと思っていますが、その結果、一定の方向性として、やはり子どもの性被害をいかに予防するかという視点から教育の重要性、さらに実際に今、子どもが被害に遭った場合に、いかにケアをしていくのかと、そのための今の制度設計というものが十分なのかどうか、そういうような問題提起を、第一段階の報告書でまとめさせていただいたと思います。その中でも、最終的に一定の規範というものが必要なのではないかというような内容も盛り込まれておりました。

では、どういう規範が望ましいのかということがおそらくここでの論議の中心になるかと思いますが、その議論を進めるに当たって、県庁の庁内において十分な検討も進められてきたようでありませう。そういうこともまたいろいろと後でお教えいただきながら、県庁内で1年ぐらいかかっているかもしれないかもしれませんが、かなり綿密な議論も交わされているように思います。それを踏まえた形で、またこ

ここで専門的な視点からいろいろと意見を集約していくという、第3の作業ということになると思いますが、慎重に議論していかなければいけない問題だろうと私は理解しております。そういう観点で、この検討会の座長を務めたいと思いますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まず第1議題であります、子どもを性被害から守るための法的対応の検討経過についてでございます。これについては先ほど触れましたように、県庁内で検討が進められてきておりますので、その経緯及び結果等についてご報告をいただきたいと思っております。事務局からよろしくお願いいたします。

○青木次世代サポート課長

県の次世代サポート課長の青木でございます。私から資料1に基づきましてご説明させていただきます。先ほどの山本部長のあいさつとも重複する部分もございますけれども、よろしくお願いいたします。では着座にて失礼いたします。

資料1でございますけれども、子どもを性被害から守るための県の取組みということで、昨年11月21日に県として決定したものでございます。

1ページの前文の部分は、昨年3月に、県が設置いたしました「子どもを性被害等から守る専門委員会」から、子どもを性被害から守るための実効性のある対策の早急な検討と時代の変化に対応した青少年健全育成県民運動の見直しについて提言がございました。

県民運動につきましては、県青少年育成県民会議が昨年4月から検討を進め、8月に見直し検討報告書を取りまとめました。一方、県は、昨年4月に庁内検討チームを立ち上げまして、予防教育、被害者支援、法的対応の3つの観点で検討を進めてまいりました。

県民会議の見直し検討、庁内検討チームの検討結果を踏まえまして、子どもの性被害の現状や課題について県民の皆様と共有するとともに、子どもを性被害から守るために何が必要なのか、何をすべきか、ともに悩みともに考え議論をしていただくため、この県の取組み案というものを9月25日に公表いたしまして、パブリックコメントの募集、県政タウンミーティングの開催等、県民の皆様のご意見をお聞きし、それらを反映したこの県の取組みをまとめたところでございます。

中段の1、子どもを取り巻く環境の変化では、長野県はこれまで全国の都道府県の中で唯一、青少年保護育成条例を持たず、住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできた伝統がございます。

しかしながら、大人のモラルの低下、インターネット等の情報通信機器等の飛躍的な発展・普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その成長発達に悪影響を与えていくとの懸念もございます。

また、自己肯定感が低い子どもや居場所のない子どもが寂しさから性行為に安易に走ってしまい、性の被害者にも加害者にもなりやすいとの指摘もございます。さらに、伝統ある青少年健全育成県民運動は認知度の低下、活動のマンネリ化等で活動が低下してきてございます。

2番の子どもの性被害の現状では、(1)県民の皆さんの実感ということで、平成25年6月に実施した県政モニターアンケート調査では、2ページの図1のとおり、半数近くの方が悪化している、深刻な状況と回答しております。また、平成26年6月から8月に県民会議が実施したセーフネット講座に参加した保護者等を対象としたアンケート調査でも、図2のとおり、6割以上の方が同様に回答してございます。

2ページ中ほどの(2)福祉犯の状況では、児童買春、児童ポルノ禁止法以下、5つの法律のうち、子どもの性被害関連の犯罪での検挙人員を表とグラフで示しております。平成11年と平成25年の検挙人員数で見ると、全国の増加率は41.3%ですが、長野県の増加率は213.3%と際立っております。

3ページの(3)他県における青少年保護育成条例による検挙の状況につきましては、長野県を除く46都道府県全てで青少年保護育成条例が制定されておまして、その全てで淫行禁止と深夜外出禁止の規定を設けています。そのうち新潟県の深夜外出禁止規定を除いて、処罰規定がございます。平成15年以降の検挙人員を図4で、淫行は棒グラフ、深夜外出は折れ線グラフで示しております。

下段の(4)子どものインターネット利用に関する意識等については、平成26年7月に県教育委

員会が中高校生を対象に行ったアンケート調査の結果、4ページの表2のとおり、インターネットでやりとりする相手がいる生徒、(B)で示しておりますが、のうち、実際に会ったことがない、または、なかった相手とやりとりしていると回答した生徒(C)の割合は、中高校生ともにそれぞれ約2割でした。

また図5のとおり、その中で、「会ってもよいと思ったが会わなかった」「実際に会った」を合計した割合は、中学生が34.7%、高校生が51.8%であり、インターネットが性被害につながる危険性があるという認識が不足している生徒がいることがうかがわれます。

4ページ下段の(5) 現行の法律で取締まりが困難な事例として、県警少年課の調査では、平成25年1月から平成26年8月までで、16件19人を確認しているということでございます。

5ページ上段、3の子どもを性被害から守るための取組みの強化の必要性では、本県の青少年健全育成の取組みや、これまで他の都道府県のような包括的な規制を行う、いわゆる青少年保護育成条例によらず、県民運動の展開、関係業界の自主規制及び行政の啓発努力を三本柱としまして、長年、県民総ぐるみで地域から子どもたちを見守り、育んできたところです。

一方、子どもたちの性被害の現状を見ると、①から③までに記載したとおり、看過できない状況にあるといえ、中でも性被害によって子どもたちが悩み苦しみ、精神的に大きな傷を負っているという現実を私たちは重く受けとめ、具体的な行動に移す必要がございます。こうしたことから、これまでより踏み込んだ取組みを具体的に行ってまいります。

4としまして、専門委員会の報告を受けての検討結果では、県が行うべき取組みとして、記載のとおり、①から④までの4つに整理いたしました。

①子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み、②性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み、③青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み、そして④子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定でございます。

(1) 予防の取組みでは、子どもの性被害防止に特化した形で記載しております。

(ア) 学校における取組みで、①では、子どもの自己肯定感を高めるための人権教育や子どもの発達段階、保護者・地域の状況に応じた性に関する指導の充実を図り、子どもが自ら考え判断できる力を育む取組みなどを行ってまいります。

6ページにまいりまして、②では、学校外の人材・機関を活用して、ネット利用の危険性を教えるキャラバン隊の県立高校への派遣などや、③では、子どもや保護者に対するネット利用、ルールづくりの指導、啓発、④では、県青少年育成県民会議が主体となった「メディア指導員」の養成を記載してございます。

6ページ下段、(イ)地域・県民運動での取組みでは、①「まちの保健室」等の取組みが県内各地で広がるための支援、7ページにまいりまして、②の携帯電話経由での性被害防止のための事業者との協定締結等を記載してございます。

7ページ中段、イの保護者や地域社会の教育力向上等への支援では、(ア)保護者や地域住民に対する支援等としまして、情報通信機器については、子どもの理解度が勝っていることから、保護者や地域社会に対する支援としてPTA研修会等を活用した、メディアリテラシーや情報モラルに関する啓発機会の拡充、県民会議が行っている「セーフネット講座」を充実、また8ページの(イ)にありますように、毎月第3日曜日の「家庭の日」をノーネットデイとして周知する取組みを考えております。

8ページ中段から始まります(2)被害者支援の取組みでは、アの学校現場での対応力の向上等としまして、管理職や養護教諭を中核としながら、全教職員が性被害に関する基本的な対応を学ぶほか、スクールカウンセラーなど専門家による支援体制の充実や、イとしまして、平成28年度を目途として、ワンストップ支援センターの設置を目指してまいります。

9ページの(3)県民運動の再活性化への支援の取組みでは、市町村域内で活動する青少年健全育成推進の核となる人材配置など、県民会議が行う事業の支援を行ってまいります。また県民会議の財務体質の強化、事業の見直しなど、再活性化への取組みに対して、県として支援を行います。

9ページ下段の(4)子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定につきましては、ア、現在

までの経過及び条例制定に当たっての課題の整理に記載のとおり、専門委員会からは、法的対応として教育や被害者支援の施策の実効性を担保する規定を置くとともに、今までの対策の延長では子どもを性被害から守りきれないとの認識のもと、子どもに対する淫行の禁止、インターネット関連及び深夜外出等の制限に限定した、子どもを性被害から守るための条例の制定について提言を受けました。

法的対応関係ワーキンググループでは、専門委員会の提言した項目についてさらに一步掘り下げ、条例制定に当たって生じる具体的課題についての整理を行いました。

整理の結果につきましては、後ほど、情報公開・法務課の久保田課長からご説明いただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。この条例を制定する場合の基本的考え方ですが、専門委員会の提言や法的対応関係ワーキンググループの検討を踏まえ、県として仮に条例を制定する場合の基本的考え方を、①から④までに整理いたしました。

①他県のような包括的な青少年保護育成条例ではない。②インターネット関連の規制は条例によらない。③子どもの性被害を予防する取組みや被害者支援に関する規定を置く。そして④いわゆる淫行禁止規定については幅広い合意形成が必要ということで、「真摯な恋愛を除く、判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為」は、「大人の責任」として許されないものであるということ、県民の共通認識にしていまいりたいと考えております。

11ページ、5の県としての取組みの整理では、子どもの性被害が看過できない状況にある中、できるだけ早急に対応する必要があるため、①予防の取組み、②被害者支援の取組み、及び③県民運動の再活性化への支援の取組みについては、「早急に実施する取組み」として整理いたしました。

一方、④子どもの性被害防止のための条例制定については、県民からさまざまな意見があり、条例の制定という一步踏み込んだ取組みを行うには、県民の方々の幅広い合意形成が必要であるため、「慎重に検討する取組み」として整理いたしました。

条例制定につきましては12ページ下段、慎重に検討する取組みにも記載したとおり、現状では賛成、反対の立場から議論がすれ違い、県民的な議論が十分尽くされているとはいいがたい状況でございます。県民的な議論を深めるためには、子どもたちの性被害の実態や性の現状をさらに把握するとともに、条例が必要かどうかの具体的な判断材料として、「条例化すればこのような形になる」という規定を県民の皆様にお示しした上で、県民的な議論を進めることが望ましいと考えます。

こうした議論を丁寧積み重ねることが、最終的には条例の是非にとどまらず、子どもを性被害から守る対策への県民的な理解、協力を広げ、県民運動の再活性化へもつながっていくと考えます。

条例を制定する場合の規定の具体的な考え方は、①から⑤までに記載したとおりでございます。

①としまして、他の都道府県の条例とは違い、子どもの性被害を予防する取組みと被害者支援の施策の実効性を担保するための規定を設置する。②としまして「真摯な恋愛を除く、判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為」を大人として許されない行為であるとして「大人の責任」として明記し、県民の共通認識の醸成を図る。③他の都道府県のような包括的、網羅的な規制条例ではなく、目的は「子どもの性被害の防止」に特化する。④規制項目は、県民運動及び行政的な対応の強化でまずは取組む「インターネット関連」を除く、いわゆる「淫行の禁止」と「深夜外出の制限」の2項目とする。⑤罰則の適用に関しては、条例の実効性を担保するために、必要に応じて罰則を科すものとする。

こうした基本的な枠組みの上に立ちまして、性被害の定義、保護法益や構成要件の明確化等のさらなる検討を深める必要のある課題も含めまして、本日お集まりの法律の専門家の皆様による検討を時間を十分に行っていただきまして、具体的な判断材料としての条例のモデルをお示ししていきたいと考えております。その上で県民の皆様のご意見を伺い、最終的に条例制定の是非を判断してまいりたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

○安部座長

どうもありがとうございました。次に、資料2のご説明をお願いします。

○久保田情報公開・法務課長

情報公開・法務課長の久保田です。よろしくお願ひします。

私からは資料2を説明いたします。資料2は、今、青木課長から県の取組みが説明されましたけれども、県の取組みの前提として、私ども庁内検討を行ってまいりまして、資料1の最終ページ、14ページ1枚に検討状況をまとめてあります。これの元になったものが資料2でございまして、その資料2について説明させていただきたいと思ひます。

検討は、昨年4月から9月の間でありまして、私ども検討に当たりましては、入手できる文献でありますとか、データを整理いたしまして、また他の都道府県に文書による照会を行ひましたり、あるいは当時は専門委員会の元委員というお立場でありましたけれども、安部先生とも2回ほど意見交換の場を持たせていただきながら検討し、まとめたものであります。

専門委員会の提言を踏まえて検討したものでありますので、基本的には条例制定を前提とした検討でありますけれども、必ずしも条例制定ありきということではなくて、短期間でありましたけれども、できるだけ客観的に整理をしたつもりであります。

それでは、資料2をご覧いただきたいと思ひます。まず1ページ、総論の部分であります。真ん中より上のあたりであります。検討に当たっての前提でありますけれども、四角囲みのところがございまして、

専門委員会の報告書、提言の中で、1つとして、他の都道府県とは異なりまして、網羅的な条例ではなくて、必要最小限の規定を置いた条例の制定であるということ。2つ目として、これは(1)とも絡みますけれども、条例の目的が子どもの性被害の防止を目的としたものであるということ。3つ目として、予防のための教育であるとか、あるいは被害者支援の規定を置くということを前提とした条例だということ、3つの項目を前提といたしまして、その上に戻りますけれども、具体的な規制項目としましては、①淫行の禁止、②インターネット関連、③深夜外出の制限、この3つの項目について具体的に検討したところでございまして、

1ページの真ん中より下あたりでありますけれども、2として、こういった規制規定を置く必要性についての整理であります。

(1)で記載しているのは、論理的にこういった規制が許されるかどうかということをもとめたものであります。

日本の法律制度を見ますと、18歳で一定の線が引かれておりまして、18歳に達しますと精神的にも身体的にも一定の成熟性を持つという整理がありまして、性に関する行動、考えについても、性的な自己決定権に基づいて決定をし、自己責任を負うというのが日本の今の法制度かと思ひます。

この性的自己決定権とありますけれども、基本的には生まれながらにして持っているものだろうと思ひます。そういったことを書いてあるのが第2フレーズでありまして、18歳未満の子どもであっても一定のものは持つ。したがって、真摯な恋愛に基づく性行動であるとか、あるいは民法上、16歳に達すると女性については、結婚できるわけでありまして、その婚姻に基づいた性行為については尊重すべきものであって、法的にも介入すべきではないということ整理してあります。

ただ性的な自己決定権を持つといっても、18歳未満の者については判断能力が必ずしも十分ではないということに、こういった条例、あるいは法律を制定する法的な、基本的な根拠があるだろうということを書いてございまして、

次に、2ページの(2)でありますけれども、性被害の現状分析であります。

先ほど福祉犯の状況について、平成11年と平成25年を比べて急激な増加があつて、深刻な状況であるという指摘がございました。ただ、福祉犯は様々な形態の犯罪でありまして、今回、規制対象となるのが淫行系の犯罪、被害でありますので、淫行系の犯罪についてどうかということを見たものが真ん中の表であります。

1つは、児童福祉法の淫行禁止違反です。児童福祉法第34条第1項第6号違反の件数であります。

表は長野県の数字でございまして、年によって大分変動いたしますので、比べるときには3カ年の平均をとってございまして、直近のものとしましては、平成23年～25年の平均をとりまして6.3件、件数的には4件から9件の範囲です。10年前と比べますと、10年前が、平成14年～16年の3カ年の平均で

ありますけれども、4.7件であります。3件から6件の範囲。指数化をいたしますと、直近の3カ年平均で見ますと135です。

もう一つは、児童買春処罰法の児童買春禁止違反、法第4条違反であります。これも同様のとり方をしておりますけれども、10年前が14.7件、8件から19件の範囲、直近年でありますと9.0件でありまして、6件から11件の範囲ということです。指数でとりますと、10年前に比べて61という数字になります。

記載はございませんけれども、全国の状況を申し上げますと、児童福祉法であります4.7件に相当する10年前の数字でありますけれども506件、それから6.3件に相当する部分でありますけれども323件でありまして、指数にしますと64という数字になります。

児童買春処罰法でありますけれども、14.7件に相当する部分であります1,669件です。それから9.0件に相当する部分でありますけれども733件でありまして、指数にしますと44となります。

児童福祉法違反、あるいは児童買春処罰法違反で、長野県の子どもの被害に遭っている件数、あるいは犯罪件数というのは、人口比で見ると全国的に多いというわけではありませんけれども、この10年間の比較をいたしますと、他県に比べまして子どもたちの、例えば児童福祉法であれば増えている、あるいは児童買春処罰法であれば全国的に見るほどは減っていないという状況がございます。依然として厳しい状況が続いていると言っております。

条例違反でありますけれども、淫らな性行為、淫行等禁止違反でありますけれども、直近年、3カ年の平均をしますと1,306件であります。10年前の数字を見ますと1,642件でありまして、指数にすると80という数字です。これはもちろん長野県の数字がないわけではありますが、人口比で推計をいたしますと、20件ほど発生していてもおかしくない、そう言われても否定できないという状況かと思えます。

2ページの最後でありますけれども、性犯罪、非常に暗数が多い犯罪と言われておりまして、今、見ていただいた数字も、犯罪の中のほんの一部かと思っております。規制の必要性については、性被害の実態等をさらにわかりやすく示していくことが必要だということを常々感じているところであります。

3ページであります。条例全体にわたって整理すべき課題について整理したものでございます。

条例を仮につくるとすると、こんな内容になるというものを記載してございます。1条に目的があって、2条に定義があって、以下、関係者の責務、それから教育関係、具体的な規制項目が3つあって、被害者支援があって、罰則があると、こんな流れ、内容になるかと思っております。それぞれのところで検討課題がございますので、以下説明させていただきたいと思えます。

3ページ、中ほどであります性被害の定義であります。他県の条例におきましては、目的の規定が1条にございまして、青少年が健全に育成される社会の実現でありますとか、青少年の健全な育成に資するためというような表現がされているのが多くございます。

そういった中で、子どもの性被害の防止といった具体的な、あるいは特定の目的というのは、他県においては例がないところでございますが、条例としては、非常に端的に目的を示すものだと評価できるのかなと思えます。

この「性被害」という言葉でありますけれども、一番下に専門委員会報告書の定義がございまして、「刑法上の暴力的犯罪の被害にとどまらず、子どもの未熟さや不安定さにつけこんだ大人の性行動から生じる被害、児童ポルノの被写体にされることや、性的乱用行為も含まれる」という定義がございまして。一般の方にとって、ちょっとわかりにくい定義かなと感じているところであります。

一方で「性被害」という定義をいろいろな文献であるとか、インターネットを通じて調べてみたのですが、なかなかいい定義がないというのが正直なところでございます。また法令用語としてこの「性被害」という言葉が使われている例がございませでした。

そういった点で、今後、条例を制定していく上で、一般の方、県民の方に、わかりやすい定義を示していくことが大切かと思っております。

次に4ページであります、保護法益であります。他県におきましては、条例の保護法益として社会的法益ということ掲げております。

四角囲みの中に大阪府のものを記載してございますけれども、青少年を取り巻く社会環境の整備というのが社会的保護法益としての中身として掲げられております。

このように保護法益を社会的法益とすることによりまして、ア、イ、ウと記載してございますけれども、刑法の強姦罪等との関係、関連性において、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪は個人的法益とされておりますけれども、規制の趣旨、目的、あるいは保護法益の違いから、条例と刑法との関連性において条例は必ずしも刑法に違反しないという整理がされるとか、あるいは犯罪の成否についても、個人的法益であれば処分性というのが出てくるのかと思いますけれども、同意があっても淫行罪が成立するであるとか、あるいは親告罪とするか非親告罪とするかという論点につきましても、保護法益を理由に非親告罪とするというような整理がされているところでございます。

子どもの性被害の防止ということを目的とした場合には、個人的法益を保護法益とするか、社会的法益を保護法益にするのかという論点については、個人的法益とした方が沿うような気がいたしますけれども、その点については、条例全体を見る中で整理をしていけばいいのかなということで、私どもの整理の中では留保しているところでございます。

4ページ下段、5の子どもの範囲であります。青少年の範囲につきましては、法律でありますとか、あるいは他県の条例では、いずれも18歳というところで線を引いております。特に本県において、それと異なる特段の事情が見出せない状況でありますので、18歳で線を引くのが妥当かと思っております。

4ページの下から2行目であります。他の線の引き方として、例えば高校生と中学生の境あたり、16歳というところで線を引くとか、あるいは民法が婚姻可能年齢というのを定めております。女性が16歳、男性が18歳の年齢でありますけれども、そこで線を引くとかということが一応考えられるところであります。5ページになりますが、高校生をどう見るかということが書いてございますけれども、高校生の性行動について自己決定権があって自己責任の世界だということまで社会的なコンセンサスがあるのかなというのが一つの疑問であるところです。

実態面で言いましても、日本性教育協会が6年ごとに全国調査を行っております。大学生の性交体験は約半分ぐらい、高校生ですと2割前後、中学生ですと5%未満というような状況にありまして、こういった数字をどう評価するかということです。

それから、民法でありますけれども、年齢差を設けている点につきましては、女子の方が成熟性が早く、早婚の傾向があるということが一般的に言われておりますけれども、婚姻可能年齢について、年齢差を設けることについて合理的な理由がないのではないかということが言われております。そういった意味で、あるいは家制度の残骸だというようなことも指摘されておりますけれども、年齢差を設けることはいかなるものかと思っております。

年齢につきましては、結婚擬制でありますとか、あるいは年齢の下限等についてさらに細かい問題がございまして、説明は省略させていただきます。

6ページであります。目的と個別の規定との関係性について記載したものであります。

まずインターネットの関係であります。他県の条例は、青少年インターネット環境整備法、略称でありますけれども、これを前提にしたものであります。この法律は、わいせつ系のサイトにフィルタリングをかけるということだけではなくて、例えば残虐性のあるサイトであるとか、あるいは犯罪・自殺誘引のサイトについてもフィルタリングをかけるというものでありまして、必ずしも、子どもの性被害の防止という範疇にとどまらない規制になるのかと思います。

したがいまして、仮にインターネット規制の条例をつくらんとするのであれば、別条例とした方が座りがいいのかなというのが私どもの整理でございまして。

次に、深夜外出の制限であります。深夜外出の制限につきましても、子どもの性被害に結びつく可能性が高いという面とともに、性被害、性犯罪だけでなく、犯罪一般への予防という観点がかかなり強いのかなと思われまして。そういう意味で、目的との関連性をどう整理するかということについて、この段階では留保しております。

それから記載はございませんけれども、被害者支援の規定を置くということを考えておりますけれども、被害者支援は、必ずしも子どもに限定されない取組みだろうと思っております。

したがいまして、この条例との関係性で、例えば「ワンストップ支援センター」を書くか書かないかというようないろいろな議論があると思いますけれども、そういったところでどう書いたらいいのかというのが今後の課題かと思っております。

7番目であります。青少年の免責規定につきましては、専門委員会の報告書におきましても、青少年（子ども）については免責規定を設けるということを提言されております。また、多くの県、42の都道府県でありますけれども、子どもは青少年保護育成の対象であって、条例は青少年の健全育成の責任を大人に求めているということを理由に、罰則は青少年には適用しないという規定を置いております。

一方で、そういった免責規定を置かない県が4県ございます。そういったところに調査をいたしましたけれども、場合によっては、場合よってというのは、例えば青少年同士であっても、明らかに優位性、支配性を持っているような場合については適用している、適用できるようにしている、また実際に検挙実績もあるという回答をいただいております。この点についても、どういう取組みがいいのか、どういった取扱いがいいのか、ここでは留保しております。

8ページをお願いいたします。淫行禁止規定についてであります。

8ページの上の四角囲みでありますけれども、専門委員会報告書の提言であります。①と書いてあるところの3行ほど上ですが、「真摯な恋愛でない大人の子どもの性行為が許されない行為であることを、法規範として明確にする必要がある」というのが提言であります。

そこに附帯意見として主なものを2つ記載させていただきました。1としては、「構成要件について県民にとってわかりやすい明確な記載であること」、「立法技術的課題を整理し、大人の性道徳からの禁止とは違う、淫行ではない法的対応の概念化を検討すること」という意見がつけられております。また2としまして、先ほど申し上げましたけれども、「18歳未満の者の免責規定を入れる」とされております。

淫行禁止規定につきましては、既に46の都道府県で先行して条例化されておりますので、それを踏まえながら検討したととります。

まず、8ページの真ん中より下あたりでありますけれども、最高裁判決、福岡県の青少年保護育成条例違反に問われた事件でありましたけれども、最高裁の多数意見としましては、淫行の概念を限定解釈して、条例自体を有効と判断しております。

四角囲みのおりでありますけれども、淫行というのは広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなくて、一つとして、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し、又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交、または性交類似行為」というのが一つの類型。それからもう一つとしまして、(b)の方であります、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として取り扱っているとしか認められないような性交、または性交類似行為」という2つに類型化をして、整理しております。

9ページの他県でありますけれども、大きく分けると、「淫行」あるいは「淫らな性行為」を禁止としているところは40都道府県。具体的な例としましては、福岡県の「何人も、青少年に対し、いん行またはわいせつな行為をしてはならない」というような表現です。

淫行という必ずしもその言葉を使わないで表現をしているのが6府県でありまして、具体的には18ページをご覧くださいと思います。読み上げはいたしませんけれども、千葉県。それから神奈川県は第31条第1項でみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない、と規定しておいて、第3項でみだらな性行為の定義を行っています。三重県であります、いん行という言葉を使っておりますが、括弧の中で2つの類型を記載しております。京都府でありますけれども、京都府も金品その他という類型と、精神的というところで2つの類型を規定しております。19ページ、大阪府であります。すみません、大阪府は正確な表現、表記になっておりませんので、訂正をお願いします。第34条の柱書きでありますけれども、「何人も」のあとに「、」が入ります。(1)青少年に金品その他のと「の」が入ります。それから第2号であります、2行目で青少年に対するの「、」が要りません。訂正いただきたいと思っております。大阪府は4項目、4類型について構成要件化しております。山口県は3類型で構成要件化しております。

20ページであります。上の表をご覧くださいと思います。罰則の状況であります。2年以下の懲役又は100万円以下の罰金としているところが47都道府県のうち37団体です。この2年以下の懲役又は100万円以下の罰金でありますけれども、地方自治法で規定するところの条例で設けられる罰則の上限であります。

9ページにお戻りください。③でありますけれども、以上、整理をしたものが、9ページの真ん中より上から下にかけての表であります。

一番上、神奈川県も一緒にしてありますけれども、「淫行」又は「淫らな性行為」というような記載でありまして、多分、処罰範囲は最高裁と同じだと思います。

それから2つ目の類型とした千葉県、あるいは三重県でありますけれども、最高裁判決を構成要件化した県で、ちなみに千葉県は平成17年に改正をして現在の規定としております。また三重県も平成18年に改正をして現在の規定となっております。これらの県は最高裁とほぼ同じ書きぶりではありますが、処罰範囲も最高裁とほぼ同じと考えられます。

それから京都府であります。①の方は児童買春処罰法が施行されて以降は、財産上の利益等に関しては空文化しています。多分、残されているのは職務ぐらいいかなと思われま。多分処罰範囲につきましては、最高裁の判決が考えている、許容した範囲よりは狭いだろうと思います。

次に山口県と大阪府でありますけれども、山口県は59年の改正で現在の規定になっております。大阪府は昭和59年に条項自体を制定しております。やはり京都府と同じように、①につきましては、児童買春処罰法の施行によりまして空文化しているものがあるかと思われま。処罰範囲につきましては、多分、最高裁よりも狭い範囲だと思います。以上が他県の整理であります。

10ページであります。こういったことを踏まえまして私どもの整理でありますけれども、まず一つ、①のところではありますが、淫行であるとか、あるいは淫らな性行為という表現はとらない方がいいのではないかということに記載してございます。

多くの県で採用され、あるいは最高裁判決によって維持がされたわけでありまけれども、最高裁判決には反対意見もございましたし、あるいは、明確性の観点から避けたほうがいい表現かなというふうに思われま。また専門委員会の報告書においても「別の」ということを求められているところでございます。

②であります。そういたしましたところ、どういう表現にするかということで、考えられるものとして2つのことを整理してございます。

一つが千葉県や三重県的な表現、もう一つが山口県や大阪府的な表現。まず千葉県、三重県的な表現でありますけれども、備考欄をご覧くださいと思いますが、より子どもの性被害の防止という観点からすれば、優れているのかなと思われま。また他の都道府県との処罰範囲において差が生じない書き方だろうと思われま。

ただ、2つ目の②の表現については、最高裁の中で少数意見として反対意見もございましたけれども、構成要件の明確性が課題かなと思われま。

それから山口県・大阪府的な表現であります。これも備考欄をご覧くださいと思います。構成要件はより明確化されるわけですが、ただ、その構成要件をしっかりと書けるかというところがありまして、処罰の必要な行為を過不足なく類型化できるかどうかというのが大きな課題かなと思われま。

③であります。「青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて、当該青少年に対し、性行為又はわいせつな行為を行うこと」と、これは上の表の①それぞれに記載してあります。

この表現であります。最高裁判決の(a)の表現から、「誘惑し」という部分を外しております。外した上で、性行為あるいはわいせつな行為につながる手段として社会的非難を受けるべき行為、具体的には威迫、欺罔、困惑ということでありまけれども、限定して構成要件化したものであります。

こうした威迫だとか、欺罔とか、困惑といった用語につきましては法律用語としても一般的に使われておりますし、また定義としても定着しているところがございますので、構成要件としての問題というのは比較的少ないかなと思われま。

千葉県、三重県的な表現の2つ目であります。あるいは最高裁の(b)でありますけれども、単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな

行為を行うことについて、これにつきましては最高裁の判決の中でも課題が指摘をされております。

その行為者の動機であるとか目的を構成要件として掲げていることがどうかという点がございませぬけれども、そういったものの例としましては、最近におきましても児童買春処罰法で、児童ポルノ単純所持について罰則が科せられることになりましたけれども、そういった者についても目的、動機というようなものが構成要件として記載をされておりますので、一応、許される範囲かと思えます。

どっちの道をとるかということでありませぬけれども、この場等を通じて構成要件をさらに類型化、具体化ができればいいのかなということも⑤で整理しております。

それから11ページの3でありますけれども、淫行処罰規定の周辺でさまざま他県において条例で規定が置かれています。これを簡単にまとめたものでございませぬ。

1つは、この表の一番上でありますけれども、「何人も青少年にわいせつな行為をさせてはならない」という規定を設け、罰則規定も設けております。これは児童福祉法34条第1項第6号の「児童に淫行させる行為をしてはならない」という規定とパラレルな意味での規定です。

真ん中ではありますが、「何人も青少年に対し、淫行又はわいせつな行為を教え、又はこれを見せてはならない」という規定を置いている県がございませぬ。44道府県ということでありませぬが、東京都と大阪府がこの種の規定を置いてございませぬ。

一番下ではありますが、「何人も淫行又はわいせつな行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない」という規定です。これは45道府県でありますけれども、東京都は置いてございませぬ。この場所の提供、周旋でありますけれども、他県の条例におきましても必ずしも淫行だけではなくて、例えば麻薬だとかシンナー吸引の場所であるとか、あるいは喫煙だとか飲酒の場所の提供も同時に一緒に書いています。こういったものをどうするかということも課題かと思えます。

それから、ここでは記載してございませぬけれども、どの県も年齢知情の規定を置いています。年齢を知らないことを理由に処罰を免れることはできない。ただし知らないことについて過失がないときはこの限りでないという、年齢知情の規定を置いています。

12ページ、親告罪とするか非親告罪とするかです。現在、全ての都道府県の条例におきましても非親告罪とされております。ただ従前、どこで改正されたかまでは調べてございませぬけれども、兵庫県ほか3県については、親告罪としていた頃があるようでございませぬ。

刑法の強制わいせつ罪、あるいは強姦罪は、保護法益を個人的法益としておりまして親告罪とされております。その理由としましては、公訴提起によって被害者の名誉が害される、あるいは精神的苦痛を受けるといった不利益を回避するという被害者保護の観点からとされております。一方で、親告罪とされることの課題でありますけれども、行為者から告訴させないための不当な働きかけがあるとか、あるいは家族、親族からの性犯罪被害や、低年齢者、告訴能力が必ずしもない低年齢者の犯罪被害が潜在化するおそれがあることが指摘されています。

これをどう整理をするかということでありませぬけれども、保護法益からの整理と、それから必ずしもそうでなくて立法政策の問題という指摘もございませぬ。

非親告罪とすることによりまして、同じ違法行為に対しましては、警察・司法が探知した範囲で例外なく処罰が可能になる、あるいはその結果、予防効果が高まるという利点もあるのかなと思っております。

また、刑事司法の過程で被害者保護が前に進んできている状況にございませぬ。国におきましても刑法犯罪である、強制わいせつ罪、強姦罪についてどうするかということで見直しがされているようでありますので、そういったところを踏まえながら検討すべきかと思えます。

13ページをお願いいたします。携帯電話・インターネット関係であります。専門委員会の報告書の提言によりまして、条例化を求める多数意見と、それから行政あるいは県民会議などの取組みを進めた後で条例化を考えるという意見、両者の意見があるとまとめられております。

現状でありますけれども、インターネット経由の性被害がある、性被害の端緒になっていることが指摘されております。平成21年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されまして、18歳未満の青少年のインターネット利用については、携帯電話

事業者にはフィルタリングの提供義務が課され、保護者の申し出があった場合には、その提供義務が免除されるという仕組みになっております。

他県で行っているのは、この法律の実効性を高めるために、保護者、あるいは携帯電話事業者に義務づける規定を導入しているものであります。導入状況につきましては21ページの表のとおりです。26の都道府県で条例化をしております。

簡単に条例化の中身だけ説明いたします。13ページに戻りますが、対象となる青少年の年齢につきましては法と同じ18歳未満としております。

14ページであります。規制の中身でありますけれども、保護者に対しましては、フィルタリングの解除を希望する場合には、書面で携帯電話事業者に提出をする義務が課されます。

次に、携帯電話事業者であります、フィルタリングの内容を書面で説明する義務を負わせております。また、保護者が提出をした理由書についての保存義務を課しています。それから、これは場面が異なりますけれども、インターネットサービスを提供するようなインターネットカフェであります、青少年が利用する場合にはフィルタリングソフト等の利用などの措置を講じさせるということでもあります。

条例化に当たっての課題でありますけれども、他県で多く行っておりますので、同じことをやろうとすれば比較的問題は少ないのかなと思っております。ただし、スマートフォンが普及されつつありますけれども、フィルタリングをかけると利便性がかなり落ちることから、フィルタリング率が上がらないというような状況があるとか、あるいはWi-Fiの問題であるとか、その他、携帯電話でないインターネットに接続する機器の問題であるとか、そういった諸々の課題があるということ、14ページから15ページに書いてございます。

課題があるというのは、条例による規制の効果がどれだけあるのかを見きわめる必要があるだろうということでございます。その上で条例化をするということであれば、最初に戻りますけれども、別条例とするのが妥当だというのが私どもの考えです。前後しますけれども、先ほどの取組みの中では、条例化によらないということ長野県としてお示ししたということでもあります。

16ページをお願いいたします。深夜外出の制限についてです。

専門委員会の報告書の提言でありますけれども、四角囲みの中であります。深夜外出が重大な性被害につながる可能性がある一方で、見回り等では対応できないということで、一定の条例による規制が必要ではないかというご意見であります。ただし、効果への疑問でありますとか、あるいは子どもたちの居場所に対する懸念の声もあったとまとめられています。

参考で記載した箇所ではありますが、深夜の徘徊について警察で補導した件数、県内、平成24年でありますけれども約4,000件ございまして、1日平均すると約10件となります。

他県が設けている深夜外出違反の送致件数、25年の全国でありますけれども、1,255件、これは人口比で推計をしますと、本県でも23人ぐらいあってもおかしくないという状況です。

平成15年と比べますと、この10年で5倍に増えております。深夜外出違反送致人数が5倍増えていますが、これは警察を通じて調べてもらったのですが、なぜ増えたかというのはあまりはつきりしないというのが正直なところなんです。

条例化に当たっての課題であります。これも他県で多くの実績がございまして、なおかつ大きな問題があるという声もない状況でありますので、規制を書き込んでも大きな課題はないのではないかと整理しております。

規定の中身でありますけれども、まず(1)であります。表の中をご覧いただきたいのですが、「保護者は特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない」という努力規定を、まず保護者に対して課します。(2)であります、連れ出し、同伴等の規制についても、これも17ページの表をご覧いただきたいのですが、「何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない」という規定を置いて、罰則、規制をかけるというものです。

(3)であります、深夜営業者の帰宅を促す義務です。これも表の中にあります、深夜に営業を営む事業者は、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めな

なければならない」という義務を課しています。対象としましては、コンビニだとか、ファミリーレストランなどです。

(4)でありますけれども、一定の深夜営業者に対しては、立入制限の規定を設けておまして、「次に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において当該営業場所に青少年に立ち入らせてはならない」という規定で、具体的には22ページをご覧いただきたいと思います。

(3)の深夜営業者の帰宅促進義務につきましては一番上の表であります。真ん中の表は、深夜外出の制限の時間帯であります。11時から翌朝の4時までというところが多数であります。一番下が違反した場合の罰金です。

23ページでありますけれども、深夜営業している者の立入制限の規定を設けている県の状況です。カラオケボックスでありますとか、あるいはインターネットカフェに対して規制をかけるというところが多い状況です。

深夜外出の制限につきましては、これも最初の説明に戻りますけれども、子どもの性被害の防止という目的の範疇に収まりきれぬのかどうか、この条例の中でどこまで書けるのかなというのが大きな課題かなと思っております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○安部座長

どうもありがとうございました。

長時間にわたっていろいろご説明いただき、かつ丁寧な説明で、委員の方々にも十分了解を得たように思います。

県のこれまでの取組みと、それから庁内検討グループの法的対応関係ワーキンググループの検討結果、この2種類のものがございますけれども、特に制限をしませんので、いずれでも結構ですので、ご質問等おありの方はよろしく願いします。

○伊藤委員

すみません、質問なんですけれども、この子どもを性被害から守るための条例モデル検討会の中身として、その子どもの性被害を予防する取組みに関する規定と、それから性被害者支援の施策の実効性を担保するための規定と、それから淫行とかその点についての規制する項目の、この三本柱といていいのかわからないのですけれども、その3つの中身が書かれているような条例案を検討するためという理解でよろしいのでしょうか。

規制する項目だけをここで検討するのか、その3つのことについて検討するのか、そこはちょっと確認させていただきたいのですけれども。条例として中に入れたいということは、前の資料から明らかかなんだと思いますが、ここでの検討対象としてはどうなっているのかという点についてですが。

○安部座長

よろしいですか。

○事務局

条例全体についてコメントをいただけたらと考えております。

○安部座長

伊藤委員、よろしいですか、その点は、ご説明の中には具体的な、条例をつくるとしたらこういう項目的なものではないかということ・・・

○伊藤委員

資料の3ページにあったので、そうだろうなと思ったんですが、そのための確認ということで。

○安部座長

したがって、具体的に教育云々というところがあるがどういう教育なのか、それから支援というの、ワンストップセンターの関係もございますけれども、どんな情報でそれを明らかにしていくのか、そこもここでの検討課題の一つと理解してよろしいということですね。その他、ございますでしょうか。

では私から、恐縮ですけれども、県のこれまでの取組み、資料1の4ページになりますが、大変重要なことだと思いましたが、確認させていただきたいんですが、(5) 現行の法律で取締りが困難な事例というご説明がございました。

25年1月から26年の8月末現在で16件19人、確認できているということでございましたけれども、これは摘発できなかった具体的な事例として一つの例が挙がっていますけれども、そのあたりは、個人情報の問題もあると思いますが、何か状況がおわかりであれば、説明可能な範囲で結構ですので、警察からご説明をよろしくお願ひします。

○警察本部

警察本部警務課長の山口でございます。座ったままで失礼させていただきます。

今、資料がございますが、25年1月から26年8月末現在で16件19名ということでありますが、この19人につきましては、被害児童と呼ばさせていただきます。というのは、長野県にはいわゆる淫行条例がありませんので、そういう意味では犯罪の害を被った児童とは言えないとは思いますが、一般的に被害児童、あるいは被害者と言わせていただきます。

この19人は被害児童数であります。この後1件加わりまして、平成25年、26年の2年間で、仮に他県同様の条例、いわゆる淫行条例があつたならば、捜査対象となり得る事案として17件、被害児童数20人を把握しております。

これはあくまで捜査対象となり得る事案ということで掌握しております。捜査機関としますと、その被害児童の年齢とか、あるいはその行為の態様とかで明らかにこれは強姦ではない、強制わいせつでない、あるいはその行為場所が他県ではない、あるいは長野県でも東御市ではないということになりますと、本県におきましては条例はありませんので、捜査の土俵からおりてしまうわけでありす。それがこちらの相談として認知している17件20人となります。

繰り返しになりますけれども、あくまでも捜査対象となり得る事案ということで、仮に他県と同様の条例がありまして立件ということになりますと、もっと非常に詳細に詰めて立件していくところではあります。そういう意味では、まだそこまで詳しく聞いていないものもございます。

具体的にどのようなものかと申しますと、一つここに事例は載っておりますけれども、もしお示しすることができますれば、今まで掌握しております17件につきまして、書類を作成しまして検討の素材にいただければと考えております。

○安部座長

その点はいかがでしょうか。

○伊藤委員

よろしいですか。この件についてもそうなんですけれども、実際どういう条例が必要かということに当たっての資料としていただきたいと思っています。

特に関連としては関係性ですね、全くの知人とか、親なり教師なりとか、例えばそういった関係性、それからそれぞれの年齢と、あと被害に遭った時間帯とか、どのような手段をとられたか。具体的などういった言動があつてそういったことになってしまったかとか、あと被害とっていいかどうかという言葉もございましたけれども、具体的にどういったことがあつたのか。それから申告者、こういうことがあつたということで被害、被害とって申告してきたのが本人なのか、親なのか、それとも全然別の、それを聞いた学校の養護の先生だつたとか、そういう意味では被害、申告者が誰だつたのか。それとも関連しますけれどもわかつた、そういったことが遭つたということがわかつた経緯はど

ういうことでわかったのか。子ども自身の被害感情がどうであったのか。それからその他、ここでは特記すべき事情とかがあれば、わかる範囲ということにはなるんですが、捜査をどこまでされているかというのは事例によって違うということだったんですけれども。

その4ページにあった、ここに記載されていることについては、少なくとも今の状況では守れないと県警でお考えになられていることなので、具体的にあったことはどういうことなのかというのは、公開できるかどうかは別にして、少なくとも委員が検討するには必要不可欠な材料だと思うので、ぜひ資料としては作成の上、ご提供いただきたいと思います。

それから私としては、そもそもこういったお話しになるきっかけとなったといったら語弊があるのかもしれないんですけれども、東御市の事案についても、今言ったような観点から資料を作成していただいて、できれば提供していただきたいと思います。

また、安部座長と轟弁護士については、もう既に子どもを性被害等から守る専門委員会でお話しをお聞きになっていることだと思うんですけれども、そこで聴取した方がいると聞いておりますので、その方の事案についても、今言ったような観点から取りまとめいただいて、資料としてご提供いただきたいと思います。

○安部座長

それは文章でという・・・

○伊藤委員

はい。資料ということで。プライバシーの問題があるので、公開はできないとは思っていますけれども。

○安部座長

委員の方々に認めていただければ、その時だけ非公開とすることはできますけれども。

○伊藤委員

内容については、もちろん出されてくる内容にもよりますけれども、おそらく公開は難しいだろうなと思っています。ただ、検討する上では必要不可欠なことであると私としては思っています。

○安部座長

委員の共通認識を図るという意味でその辺は明らかに、詳らかにするというご準備いただければ大変ありがたいと思っています。

それは今日すぐというわけには多分、いかないかもしれませんが、いかがでしょうか。

○事務局

できる限りで、座長がおっしゃるとおり、そのプライバシーとか個人情報という点はありますけれども、できる範囲でこちらで資料を作成しまして、委員の方々に示したいと考えております。

○安部座長

その点、よろしく願いいたします。

それから、今の点に関してですけれども、あわせて、これは多分、20名ですか、対象となるのが、その被害児童がきちんと支援を受けているのかどうかですね。その後のケアの状況ですか、これはだれが被害届なり、何らかの捜査の対象になるような形で届を出したかということに関わるかもしれませんが。それから子どもを通り越して話が進んでいるのか、そうじゃなくて、子ども自身が非常に苦しんでいる状況の中で、そのケアをどういう機関がどうやっているのかということも、わかる範囲でぜひ情報をいただければと思っています。

まさにその点がこれまで欠落している部分ではなかったかなと、思っています。児童買春・児童ポ

ルノ法でも同じなんですけれども、結局、法律の中にちゃんとケアをしましょうという規定があっても、それを動かしているシステムが各自治体にもあまりなかったというところがあって、それでワンストップセンターのところは、今、その手がかりを探しているところがあるにはあるんですけども、まだまだ十分ではないというところがありますので、要するにそういうところも明らかにしていただければと思います。その他、はい、どうぞ。

○轟委員

今の部分に関連ですが、安部先生と同様に、そのAさんと呼ばせていただきますが、先回の委員会で具体的な被害状況を、ご本人からある程度、長時間にわたって赤裸々にご報告いただいた立場から、この点については、あくまで非公開ということでAさんも発言なさっているという経過もございますので、この部分についての検討については非公開ということをお前提にして資料づくりなどをお願いしないと、ちょっとよろしくないかなと考えています。

○安部座長

そこはもうおわかりだと思います。もちろん、ここでそのケースが出てくる場合には、非公開でやるということになるかと思いますが。

何か、峰委員からございますか。

○峰委員

特にはございません。

○安部座長

よろしいですか。特にないようでしたら、時間も経ちましたので、10分ほど休憩時間にしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、3時5分まで休憩にいたします。

(休憩後)

○安部座長

では、委員お戻りのようですので、会を再開したいと思います。

ただいまの、休憩前まで、県の取組みと具体的な庁内検討会の経緯について、お聞きしたところですが、それを踏まえまして、今後の条例のモデル検討会でどういうことを論点として議論していくべきなのかということで、事務局のほうから整理をしていただきました。こちら、今、お配りいただいたところなんですけれども、これについて説明をいただけますでしょうか。

○青木次世代サポート課長

委員の皆さんに今後、議論を進めていただくわけでございますけれども、今、お手元にお配りしました論点整理、詳しくは先ほど久保田課長から説明いたしましたけれども、資料2でお示ししました県職員のワーキンググループ検討結果をもとにしてございます。

大きく「1 条例全体に関わる事項」、それから「2 規定の範囲と内容について」と、2つに分けてございます。

条例全体に関わる事項につきましては、(1)規制規定を置く必要性についてということで、性被害からの子どもの保護、子どもの性被害の現状等ということで、子どもは性的自己決定権があることはあるのですが、その性的判断能力の欠如、未熟さから、やっぱり子どもを守る必要性があるのではないかということ。

それから性被害の実態等をわかりやすく示す必要性があるのではないかということで、それについては県警をはじめ事務局でできるだけ委員の皆様、現状等もわかりやすくお示していきたいと思っております。

それから、(2) 条例の目的、構成等。先ほど県としてのたたき台として、資料2の3ページでも久保田課長からご説明いたしました。構成等、こういうことが想定されるのではないかと。特に性被害の定義から保護法益を個人的なもの、社会的なものをどうするのかということが当然論点になってくるかと思えます。

また(3) 子ども(青少年)の範囲ということで、おおかたの他県の条例では18歳未満ということですが、18歳未満で本当にいいのかどうかということです。

それから(4) 子ども(青少年)に対する免責規定、これは罰則規定を設けるか否かにも当然関係してくるわけですので、どうしていくのかということです。

それから「2 規定の範囲と内容について」ということで、この条例の中に性被害防止のためのその教育、それから(2) 被害者支援の観点もぜひお加えいただきたいと思っております。

これについては、場合によっては事務局のほうでお示しして議論していただくことも想定されるのでございます。

それから(3) いわゆる淫行禁止規定、構成要件の規定の仕方、親告罪とするか非親告罪にするか等、ここが一番重要な点かと思っております。

それから深夜外出等の制限、規制対象行為、子どもの連れ出し等と子どもの性被害の関係性。特に性被害に、むしろ特化した条例ということを県として想定しておりますので、その関連で、この深夜外出等の制限がうまく盛り込むことができるのか否かということについて、またご検討いただければと思っております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○安部座長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問ございましたら。

論点はこのようなものではないかということで、ここで議論すべき論点というのはここに示されているものだけということであるのですが、それ以外に、こういう論点をつけ加えてもらいたいと、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

私からですが、やはり一番の主題というのは2の(3)、いわゆる「淫行」禁止規定、これをどのようにするのかというところが皆さんに問われているというか、主題になっていると思います。

ここを、フラットに同じ骨組みで検討するのとなると、ちょっとそうではないように思います。やはりその2の(3)というのはかなり重要なポイントになるだろうと思います。したがって、今後の日程とも関係しますが、これは二重にも三重にも議論を重ねたいと思っております。どのような構成要件であれば問題がないというのか、比較的問題が少ないと考えられるのか、特にこの検討会では、長野県弁護士会からの推薦で伊藤弁護士にも委員になっていただいておりますので、当然、弁護士会との摺り合わせもあるだろうと思いますが、そういう視点での議論というのは、やはりここできっちりやっていかなければいけないというふうには思っておりますので、そこは、ここではさらっと流してありますけれども、この同じく太文字ぐらいのウエイトはあるだろうと思っております。特別にそれだけ引っ張り出してどこかで議論するのか、どうするかは検討を要すると思っておりますが、できるだけ早い段階でその議論ができれば、と思っております。

したがって、例えば条例の目的で性被害の定義、保護法益の議論がされることになっていきますけれども、それに続いて、では具体的に何を保護しようとしているのかということで、(3)を練り上げて、そこで検討するというのもあっていいのかなと思っておりますが、委員の方々いかがでしょうか。

○轟委員

特に異論はございません。

○伊藤委員

淫行規定については、やはり時間をかけて検討すべきであるという、安部座長のお考え自体は私もそのように思っております。どのタイミングがよいのかというところは、まさに必要性の議論を弁護士会でしているところもございますので、1の(1)、(2)が終わった段階でというのは適当な時期

なのではないかなと私も思っております。

先ほど申し上げた資料が出てくるとすれば、必要性の議論についてもある程度、また違った、どのようになってくるかなというのは個人的にはそういった印象も持っておりますので、そういった資料をご提供いただければ、1の(1)、(2)はある程度議論の方向性が見えてきて、そこで淫行禁止についての議論をできることにはなってくるのではないかと、繰り返しになりますが、そのように思っています。

○安部座長

伊藤委員の言われる広い意味での立法事実ですね。それは子どもの性被害の現状というところで、単に数字ではなくて、具体的にどういうところに問題があるのかということが見えてくるという形で、ここで資料提供していただくということになりますので、それは大変かもしれないけれども、事務局で、1の(1)の子どもの性被害の現状というところでご説明いただければと思います。その時には、大変申しわけないですけれども、非公開で30分程度だと思いますが、そのようにしていただければと思っております。それを受けて、2の問題に持っていきたいと。それから2の(3)を繰り返して、1の(3)をするということではいかがでしょうか。

あまり日程的なことを今、話すことでもないかもしれませんが、次回のテーマというような話になってくるのではないかと思っております。場合によっては、それをもう一巡ぐらいやらなければいけないかと考えますけれども。

あとは、そのままの流れで対応が可能かなと思います。あえて言えば、規定の範囲の中で、深夜外出というのを入れてしまうのかという、本当にそこも入れていいのかなという議論は当然あると思いますけれども、その辺は様子を見たいと思っております。

まずここで議論すべき論点というのは、ここに示されているところでよろしいでしょうか。

○伊藤委員

インターネット関連は完全に落とすということでしょうか。

○安部座長

そのように先ほど報告を受けておりますので、それで特に委員の方々が異論なければ、轟委員は前から関わっておられますから、いかがですか。

○轟委員

専門委員会でもそうした意見がありましたし、よろしいと思います。

○安部座長

事業者の努力と県民のリテラシーを高めるというところが先だという話になっておりますので、その辺がどうしてもうまくいかないというような状況になっていたらまた別途考えて、なおかつ、それも先ほど提案がありましたけれども、別建ての条例でしょうという話になっておりましたので、特にここではそれは論じないということにしたいと思っております。

○伊藤委員

1点、その性被害の、もし教育の中ではインターネットのことに全く触れないというのも、その論点ということとは別なんですけれども、教育の中身としてはやはりそういったことも、やはり若干触れていただきたいなと思います。

性被害防止教育の部分や被害者支援のところについては、まさに事務局にある程度の案をおつくりいただく中で、それが必要十分かというところの検討におそらくなるんだろうなと思っておりますけれども。やはり、この子どもの性被害から守るための条例で、長野県らしい条例という中では、この、防止教育と被害者支援をきちんと入れ込むというところにまさに一つの特色があるというような理解

をしておりますので、インターネットに全く触れないということではないとは思いますが、この教育のところではぜひ触れていただくと、意見として申し上げておきます。

○安部座長

ありがとうございます。教育の内容ですね。そこを少し細かく項目立てて具体的な、条例の中に盛り込めるかどうかということだろうと思います。その他、よろしいでしょうか。

今日は、今後、ここで検討していく論点を明確にするということが第1回目の主題でありまして、これがテーマになったということで、委員共通の認識を持たせたということで、よろしいでしょうか。

(2) その他

○安部座長

次の「その他」ですが、これは事務局で何かありますか。

○事務局

次回検討会、第2回でございますけれども、委員の皆様の日程調整をさせていただきまして、3月26日の木曜日の午後、長野県庁ということで、後日正式文書でご案内をいたします。

4月以降につきましては、概ね月一回程度のペースで開催を予定させていただいております。本日を含め、6回の会議でご検討いただく予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○安部座長

その時の課題は、今日、先ほど出てまいりましたけれども、1の(1)と(2)、それと少し進めて、2の(3)あたりまで入れればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

予定では4時までということになっておりますが、特にご意見なければ会議事項については以上で閉めたいと思います。それぞれちょっとフリーな観点からの意見交換などもしたいと思っておりますけれども、お忙しい方ばかりなのであまり無理は言えないかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では会議事項は以上で終了したいと思います。

6 閉 会

○事務局

長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回検討会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。